

令和4年度 公衆衛生事業功労者の表彰要領

1. 目的

公衆衛生事業のために、永年にわたり献身的かつ模範的な活動を続け、その功績が顕著である者を表彰することによって、公衆衛生の進展に資することを目的とする。

2. 表彰の対象者

(1) 業績

- ① 疾病の予防、保健指導、衛生教育等の公衆衛生業務に関する業績について、その功績が特に顕著であること。
- ② 総合的な地域保健の推進、環境保健に関する業績について、その功績が特に顕著であること。

(2) 個人の場合

年齢が令和4年4月1日現在で50歳以上の者であって、次の一に該当する者。

- ① 民間団体等において現に公衆衛生業務に従事している者（役員を含む）であって、原則として公衆衛生業務に10年以上従事し、当該功績により所属団体の長や地域の関係団体（自治体を含む）から表彰を受けた者。
- ② 都道府県、市町村の職員（保健所及び市町村保健センターを含む）として、現に公衆衛生業務に従事している者であって、原則として公衆衛生業務に10年以上従事している者とするが、当該功績により所属団体の長や地域の関係団体から表彰を受けた者が望ましい。

(3) 団体の場合

民間の団体等において現に公衆衛生業務に関する活動を行っており、活動歴が10年以上あるもの。

(4) 次の一に掲げるものは審査対象外とする。

- ① 経過年数にかかわらず、過去において、生存者叙勲又は公衆衛生事業に関する功績により褒賞若しくは厚生労働大臣表彰（これと同等以上（保健文化賞・医療功労賞）の表彰を含む）を受けた者。
- ② 過去10年間において、公衆衛生に関する全国組織の公益法人等の長（一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人の長をいう）の表彰を受けたことのある個人及び団体。なお、受賞後10年以上経過し、その後さらに公衆衛生事業について功績のあったものは、この限りではない。
- ③ 主たる業務が、次のいずれかに該当し、別途他の表彰制度の対象となることができる場合。

- (ア) 生活衛生事業功労者及び団体
- (イ) 母子保健家族計画事業功労者及び団体
- (ウ) 歯科保健事業功労者及び団体
- (エ) 食生活改善事業功労者及び地区組織

3. 被表彰者の決定

被表彰者は、都道府県知事の推薦により、当協会の選考委員会の選考を経て決定する。

4. 被表彰者の推薦数

被表彰者の推薦数は、次のとおりとする。

- (1) 個人については、（別表）に示す人数以内とする。

- (2) 団体については、東京都及び指定都市を有する道府県にあっては4団体以内、その他の県にあっては2団体以内とする。

5. 推薦書様式及び提出部数

推薦は、別紙 様式(1) 公衆衛生事業功労者調書(個人)及び、別紙 様式(2) 公衆衛生事業功労者調書(団体)に添付資料が有る場合は1部を添えて、一般財団法人日本公衆衛生協会理事長宛に郵送で提出すること。提出書類はA4版とする。

併せて、審査資料作成のため、提出された書類の「総括表」(※エクセルファイルでお願いいたします)をinfo@jpha.or.jpに送信くださいますようお願いいたします。調書、総括表のデータ様式を希望の場合はinfo@jpha.or.jpにご連絡ください。

6. 提出期限

令和4年8月18日(木) 必着

提出先 〒160-0022 東京都新宿区新宿 1-29-8

一般財団法人日本公衆衛生協会 担当 松原、廣嶋

TEL : 03-3352-4281 FAX : 03-3352-4605 E-mail : info@jpha.or.jp

7. 表彰の日時及び場所

開催日：未定 場 所：東京都内

表彰式は状況によって中止になる場合があります。詳細は決まり次第、御連絡いたします。

(別表)

都道府県	推 薦 枠	都道府県	推 薦 枠	都道府県	推 薦 枠
北海道	9	石 川	5	岡 山	5
青 森	5	福 井	4	広 島	6
岩 手	5	山 梨	4	山 口	5
宮 城	6	長 野	6	徳 島	4
秋 田	5	岐 阜	6	香 川	5
山 形	5	静 岡	7	愛 媛	5
福 島	6	愛 知	11	高 知	4
茨 城	6	三 重	5	福 岡	9
栃 木	6	滋 賀	5	佐 賀	4
群 馬	6	京 都	6	長 崎	5
埼 玉	11	大 阪	11	熊 本	5
千 葉	10	兵 庫	9	大 分	5
東 京	11	奈 良	5	宮 崎	5
神奈川	11	和歌山	5	鹿児島	5
新 潟	6	鳥 取	4	沖 縄	5
富 山	5	島 根	4		